2025年（令和7年）3月10日

JAPANESE JOURNAL OF TOBACCO CONTROL

ISSN 1882-6806

日本禁煙学会雑誌

Vol.20 No.1

CONTENTS

《巻頭言》
科学がつなぐ禁煙と健康社会　藤田英雄 …… 2

《原　著》
大学生における愛着スタイルと喫煙の認容性との関連　入谷智子 …… 4

《事例報告》
コンビニエンスストアの灰皿撤去の要望活動　渡　正伸、他 …… 11

《記　録》
日本禁煙学会の対外活動記録（2024年12月～2025年2月） …… 16

Japan Society for Tobacco Control（JSTC）

一般社団法人 日本禁煙学会

Volume 20, Number 1 March 2025

《巻頭言》

科学がつなぐ禁煙と健康社会

第19回日本禁煙学会学術総会 会長、一般社団法人日本禁煙学会 理事
自治医科大学附属さいたま医療センター 総合医学第1講座 主任教授
藤田英雄

第19回日本禁煙学会学術総会は2025（令和7）年11月29日（土）・30日（日）の2日間にわたり埼玉県さいたま市大宮において開催いたします。本総会のテーマは、「科学がつなぐ禁煙と健康社会」といたしました。このテーマには、禁煙推進が個人、家庭、職場、さらには地域社会全体の健康を支える基盤となり、科学の力を通じてその重要性がより一層広く理解され、社会に実装されていく未来をともに創造したいという願いを込めております。

近年の禁煙には、受動喫煙対策の遅れ、加熱式タバコの普及と規制の遅れ、また医療としても重要でありながら禁煙支援医療の資源不足、禁煙補助薬や治療薬を利用した医療促進や啓発活動の不足など、さまざまな解決すべき課題があります。特に今年はニコチン依存症治療に有効性の高いバレニクリン（チャンピックス®）の販売再開が期待されており、5年のブランクを経て医療としての禁煙治療をさらに大きく推進することができる見込みです。

医療としての禁煙もその臨床的意義と方法論について新たな認識と実践が生み出されるよう、本総会では日本循環器学会（JCS）との合同セッションも設けます。循環器疾患は虚血性心疾患、心不全など生命にかかわる疾病群ですが、超高齢化社会を迎え患者数は増加の傾向にあり、その抑制が求められています。喫煙は循環器疾患の発症リスクを著しく高めるため、医療のみならず社会全体でそのリスクを低減するための取り組みが求められます。啓発活動、政策の整備、医療現場での介入など、多角的なアプローチが必要で、循環器疾患による健康被害を減少させ、より健全な社会を実現することが目指されます。

本総会では、全国の研究者や多職種の実践者による最新知見と経験を共有し、科学と社会を結びつける具体的な方策について、対面で活発に議論する大会にしたいと考えております。多職種連携や地域社会との協働を通じた具体的なアプローチについて議論し、実際の活動へとつなげる貴重な機会となること、さらには医療者や保健分野の専門家に加え、行政、企業、教育機関、地域住民の皆さまなど、多様な立場の方々が集い、禁煙推進のための新たな協力関係を築くことを目指します。本総会が、すべての参加者にとって学びと発見の場となり、日本全国での禁煙推進の次なるステップを踏み出す契機となれば幸いです。

図1　第19回日本禁煙学会学術総会ポスター
https://www.jstc19.com/

本会は学術総会の首都圏での現地開催としては2016年の第10回東京大会以来9年ぶりとなり、会場となる大宮は、首都圏の北の玄関口として鉄道（新幹線大宮駅）・空路（羽田空港よりバス・鉄道で60～70分）とも全国からアクセスが良く、また自然と都市/古きものと新しいものが調和した魅

力的な地域です。初詣ランキングでも有名な武蔵一宮・氷川神社は創建2400年を誇り、またJRの鉄道博物館も至近です。学会の合間には、この地ならではの文化や風景もぜひお楽しみいただければと思います。

最後に、本総会の開催に向けてご尽力いただいている関係者の皆さま、そして日本禁煙学会会員の皆さまに深く感謝申し上げます。本大会が有意義なものとなり、禁煙推進のさらなる発展に寄与することを願っております。

それでは、11月、大宮にて皆さまとお会いできることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《原　著》

大学生における愛着スタイルと喫煙の認容性との関連

入谷智子

びわこ成蹊スポーツ大学

【目　的】 喫煙をしている妊婦は、非喫煙者に比べ愛着が低い傾向にあること、また喫煙者は非喫煙者に比べ喫煙を認容する傾向が高いことが報告されている。そこで本研究では、愛着が将来の子どもの喫煙に予防的であるかを検討するため、加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND）を利用して、喫煙の認容性と青年期の愛着スタイルの関連性について調べることを目的とした。

【方　法】 スポーツ学部の大学生のKTSNDを従属変数、4つの愛着スコアを独立変数として重回帰分析を行った。

【結　果】 大学生394名に質問票を依頼し、212名（男性166名、女性46名）の回答を得た（回収率53.8%）。喫煙の認容性と4つの愛着スタイルには関連がみられなかった。

【考　察】 大学生の喫煙の認容性と愛着スタイルのいずれにおいても関連がなかった。喫煙の認容性は幼少期に築かれる愛着とは関連がなく、喫煙の認容性が構築される学童期以降の喫煙環境の影響が大きいことが考えられる。

【結　論】 大学生の愛着スタイルが喫煙の認容性に影響されないことが示唆された。

キーワード：愛着スタイル、加濃式社会的ニコチン依存度調査票、大学生

緒　言

令和4年度の「現在習慣的に喫煙している」者の割合は14.8%（男性24.8%、女性6.2%）で、10年間で男女とも有意に減少している。またそのうち禁煙を望んでいるものの割合は25%みられ[1]、さらに喫煙対策を構築していく必要があると考える。

喫煙者は「喫煙を美化、正当化、合理化し、またその害を否定することにより、文化性を持つ嗜好として社会に根付いた行為と認知する心理状態」と定義されている加濃式社会的ニコチン依存度調査票（Kano Test for Social Nicotine Dependence：以下KTSND）[2～5]の得点が高く、喫煙を認容する傾向にあると示されている。また喫煙をしている妊婦は、非喫煙者に比べ愛着が低い傾向にあり[6]、喫煙と愛着は関連している可能性がある。

連絡先
〒520-0503
滋賀県大津市北比良1204番地
びわこ成蹊スポーツ大学　入谷智子
TEL：077-596-8484
e-mail：iritani@bss.ac.jp
受付日2024年7月31日　採用日2024年12月3日

愛着とは、家庭の中で乳幼児と養育者との間に築かれる基本的な信頼感[7]のことを言い、愛着が形成されないとその後の情緒や対人関係に問題が生じやすくなる[8]と述べられている。愛着スタイルが安定型の人は不安型や回避型の人に比べ、ネット依存になりにくい傾向がある[9]。また、依存症の背景には、不安定な愛着障害[10, 11]や幼少期に安定した愛着関係が持てなかったことで生じる感情調節の困難さがあるかもしれない[12]。また渡邊[13]は、親の子どもへの養育で良好な愛着が形成されれば、「自己志向」が高まり、依存症のような嗜癖行動に陥る危険性が軽減できることを指摘している。喫煙防止のためには保護者を安全基地として認識できる愛着に着目することが必要かもしれない。保護者の喫煙、友人の喫煙など喫煙環境が子どもの喫煙開始に影響するとの報告はあるが[14]、保護者への愛着と喫煙との関連を調べた研究は見当たらない。幼少期の愛着は青年期の愛着スタイルに影響を及ぼす[15]と示されているため、本研究では、大学生の愛着スタイルを幼少期の愛着の代理変数として、喫煙者が非喫煙者よりも高いと言われている喫煙の認容性と愛着スタイルの関連性を調べることを目的とした。

研究対象・方法

1）対象

スポーツ学部の学生212名

2）実施方法

「衛生・公衆衛生学」を履修する大学生に、第1回目（2021年9月27日）の講義前にGoogle Formsを利用した質問紙調査を実施した。

3）倫理的配慮

質問紙は匿名のアンケートとし、個人情報を遵守するため、データはパスワードを付けメモリに保存した。また対象者へ研究目的や方法、プライバシーの保護に留意することや、実施結果は研究目的以外には使用しないこと、アンケートの参加は任意であり、アンケートに参加しない場合でも不利益を被ることはないこと、学業成績とは無関係であること、アンケートの回答が同意したとみなすことを口頭（アンケートの頭文にも記入）で説明後、Google FormsのURLを提示した。

なお本研究はびわこ成蹊スポーツ大学の倫理審査で承認を得た（成ス大第51号）。

4）アンケート項目

⑴ 属性

性別（男性、女性）、学年（2回生、3回生、4回生）、クラブ（部活）の所属の有無（あり、なし）

⑵ 生活習慣

睡眠で休養が取れているのか（はい、いいえ）、飲酒習慣（毎日、ときどき、飲まない）

⑶ 喫煙状況

本人及び両親の喫煙状況（非喫煙者、前喫煙者、喫煙者）

⑷ 愛着スタイル診断テスト

岡田の愛着スタイル診断テスト[16]の45項目を参考にした。愛着スタイル診断テストは、「親密な対人関係体験尺度」をもとに岡田が作成したもので、愛着不安と愛着回避のスコアの高低で4つのカテゴリーに分類され、愛着不安や愛着回避のいずれも低い場合は「安定型」、不安が高く、回避が低い場合は「不安型」、不安が低く、回避が高い場合は「回避型」、いずれも高い場合は「未解決型（恐れ・回避型）」と判定される。愛着スタイルの分類方法について各設問「はい」「いいえ」など2択で回答し、「安定型0～20点」、「不安定型0～20点」、「回避型0～20点」、「未解決型0～7点」で集計され、4つのうち最も高いものを愛着スタイルとする。

※愛着スタイルの特徴

「安定型」は自分が愛着し信頼している人が、自分を愛し続けてくれることを認識し、人の反応を肯定的にとらえる。「不安型」は相手の顔色を見ながら機嫌をとり、少しでも相手の反応が悪いと生活に影響するほどの不安感に苛まれ、拒絶や見捨てられることに対して極めて敏感となる。「回避型」は親密さを回避しようとし、心理的にも物理的にも距離を置こうとする。「未解決型（恐れ・回避型）」は対人関係を避けてひきこもろうとする人間嫌いの面と人の反応に敏感で見捨てられる不安が強い面の両方を抱えているという特徴がある[17]。

⑸ 喫煙の認容性

喫煙の認容性はKTSNDを用いた。KTSNDは、喫煙の認容性を含む認知的なニコチン依存度を測定する尺度である。「タバコを吸うこと自体が病気である」「喫煙には文化がある」「タバコは嗜好品（味や刺激を楽しむ品）である」「喫煙する生活様式も尊重されてよい」「喫煙によって人生が豊かになる人もいる」「タバコには効用（からだや精神に良い作用）がある」「タバコにはストレスを解消する作用がある」「タバコは喫煙者の頭の働きを高める」「医者はタバコの害を騒ぎすぎる」「灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である」の全10項目に対し、「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4つの選択肢のうちから1つを選択して回答する。質問1は、そう思う：0点、ややそう思う：1点、あまりそう思わない：2点、そう思わない：3点、質問2～10は、そう思う：3点、ややそう思う：2点、あまりそう思わない：1点、そう思わない：0点として集計される。合計30点満点で高値ほど喫煙の認容性、すなわちニコチン依存度が高くなる。

5）分析方法

まず、参加者の属性を調べた。次に、喫煙行動（非喫煙者、前喫煙者、喫煙者）の3群間に喫煙の認容性の違いがあるかを一元配置分散分析で調べた。また愛着スタイル診断テストの得点を集計し、愛着スタイルを同定した。ただし愛着スタイルに同得点がある人やアンケートに回答がないものは除外した。さらに社会的ニコチン依存度を従属変数とし、愛着

スタイル（安定型、不安定型、回避型、未解決型）を独立変数とした重回帰分析を行った。なお睡眠時間（平日、休日）、性別、学年、飲酒習慣を交絡変数として回帰モデルに含めた。

統計解析はIBM SPSS Ver.25を使用した。いずれにおいても$p < 0.05$を有意とした。

6）成績

大学生394名にGoogle Formsを利用した質問票のURLを配信し、記載漏れや回答に不備のない212名を対象とした（回答率53.8%、項目により一部1名欠損あり）。

(1) 属性（表1）

男性が約8割で女性より多く、学年は2回生が8割と最も多かった。対象者はスポーツ学部であり、部活動に所属している者は163名（76.9%）であった。生活習慣では、飲酒習慣は「毎日飲む」と「ときどき飲む」を合わせ約40%、睡眠で休養が取れている者は85%であった。本人の喫煙状況は非喫煙者が193名（88.9%）、前喫煙者が14名（6.5%）、喫煙者が5名（2.3%）であった。両親の喫煙状況は、非喫煙者が84名（38.7%）、前喫煙者が52名（24.0%）、喫煙者が76名（35.0%）であった。

(2) 愛着スタイルの割合

安定型が163名(76.5%)、不安定型が27名(12.7%)、回避型が6名(2.8%)、未解決型は0名(0%)であった。また安定型と不安定型が同得点であったものは8名(3.8%)、安定型と回避型が同得点であったものは4名(1.9%)、不安定型と回避型が同得点であったものは2名（0.9%）であった。

(3) 喫煙状況とKTSNDの分析（表2）

非喫煙者、前喫煙者、喫煙者の3群とKTSNDの得点の平均を分析した結果、非喫煙者は11.8±5.4、前喫煙者は19.8±4.3、喫煙者21.0±3.9で3群間に有意差がみられた。

(4) 喫煙行動と愛着スタイル（表3）

喫煙行動（非喫煙者、前喫煙者、喫煙者）と愛着スタイル（安定型、不安定型、回避型）との間に有意な関連はみられなかった（$p = 0.11$）。

(5) 愛着とKTSNDの重回帰分析（表4）

社会的ニコチン依存度を従属変数とし、愛着スタイル（安定型、不安定型、回避型、未解決型）を独立変数とした重回帰分析を行った。なお睡眠時間（平日、休日）、性別、学年、飲酒習慣を交絡変数とし、回帰モデルに含めた。その結果、喫煙の認容性と4つの愛着スタイルには関連がみられなかった。

考　察

本研究では喫煙の認容性と愛着の関連を検討した。その結果、喫煙の認容性と愛着には明らかな関連はみられず、大学生の愛着スタイルが喫煙の認容性に影響されないことが示唆された。

表1　記述統計（n＝212）

項目			n	%
性別		男性	166	78.3
		女性	46	21.7
学年		2回生	177	83.5
		3回生	29	13.7
		4回生	6	2.8
本人喫煙状況		喫煙したことはない	192	90.6
	（欠損1）	過去喫煙していたことがある	14	6.6
		現在喫煙中	5	2.4
両親の喫煙状況		喫煙していない	84	39.6
	（欠損1）	過去喫煙していた	51	24.1
		喫煙している	76	35.8
睡眠で休養がとれているのか	（欠損1）	はい	181	85.4
		いいえ	30	14.2
飲酒状況		毎日	5	2.4
		ときどき	81	38.2
		ほとんど飲まない	126	59.4

表2　喫煙行動とKTSNDの分析

本人の喫煙	n	平均値	SD	信頼区間 下限	信頼区間 上限	最小値	最大値	F値	P値	平均値の差 非喫煙者	平均値の差 前喫煙者	平均値の差 喫煙者
非喫煙者	193	11.8	5.4	11.0	12.6	0	27	20.98	0.000		−7.977*	−9.192*
前喫煙者	14	19.8	4.3	17.3	22.3	13	26			7.977*		−1.214
喫煙者	5	21.0	3.9	16.1	25.9	17	27			9.192*	1.214	
合計	212	12.6	5.8	11.8	13.3	0	27					

※一元配置分散分析　　*p<0.05, **p<0.01,

表3　喫煙行動と愛着スタイル

		安定型（n=163）	不安定型（n=27）	回避型（n=6）	p値
非喫煙者（n=178）	n	148	24	6	0.11
	%	83.1	1.4	0.03	
	調整済み残差	1.7	0	0.9	
前喫煙者（n=13）	n	10	3	0	
	%	76.9	2.3	0.0	
	調整済み残差	−0.4	1	−0.7	
喫煙者（n=5）	n	5	0	0	
	%	100.0	0	0	
	調整済み残差	1.1	−0.9	−0.4	

χ^2検定　　※愛着スタイルが、重なった人や回答がない人16名を除く

表4　KTSND を従属変数とした重回帰分析（強制投入）

		B	標準誤差	β	t	p	許容度	VIF
（定数）		13.320	14.432		0.923	0.361		
両親喫煙	1＝非喫煙、2＝前喫煙、3＝喫煙	0.130	0.597	0.03	0.218	0.829	0.821	1.218
飲酒習慣	1＝飲まない、2＝ときどき、3＝毎日	3.145	1.466	0.33*	2.145	0.038	0.581	1.721
本人喫煙	1＝非喫煙、2＝前喫煙、3＝喫煙	8.802	3.133	0.43**	2.810	0.007	0.608	1.644
性別	1＝男性、2＝女性	1.770	2.073	0.11	0.853	0.398	0.838	1.193
睡眠で休養	1＝とれる、2＝とれない	−1.740	2.393	−0.10	−0.727	0.471	0.776	1.289
平日の睡眠時間		0.668	0.844	0.12	0.791	0.433	0.611	1.636
祝日の睡眠時間		−0.658	0.507	−0.180	−1.298	0.201	0.772	1.295
不安型愛着スコア		−0.530	0.383	−0.280	−1.382	0.174	0.335	2.987
安定型愛着スコア		−0.585	0.537	−0.250	−1.088	0.283	0.270	3.710
回避型愛着スコア		−0.354	0.386	−0.170	−0.917	0.364	0.402	2.487
未解決型愛着スコア		0.264	0.965	0.040	0.274	0.786	0.637	1.569

R^2（調整済みR^2）　0.389（0.233）
従属変数 KTSND　　*p<0.05 、**p<0.01

社会的ニコチン依存を生じる原因として、喫煙を正当化するタバコ会社、マスメディアや未成年者では身近にいる家族や友人の影響、喫煙や受動喫煙の害に関する情報不足などが挙げられている[18]。本研究において両親の前喫煙者は24.1％、喫煙者は39.6％であった。つまり約6割の大学生が両親の喫煙行動を家庭内で目視していたことが推測される。また前喫煙者は非喫煙群に比べ、KTSNDの平均値は有意に高かった。横谷ら[19]は、母親の喫煙行動が中学生の喫煙の認容性を高めることを指摘している。よってKTSNDの高低は喫煙を認識できる学童期以降の時期の親や友人などの喫煙環境の影響が大きいと考えられる。一方でBowlbyは愛着を「ある特定の人と他の特定の人の間に形成される愛情の絆である」と述べ、特に1歳半までに愛着が形成され[20]、岡田は一旦愛着が形成されると半永久的に持続すること

を説明している[21]。喫煙を嗜好品として認識する喫煙に影響される時期と愛着が形成される時期が異なり、喫煙の認容性と愛着に関連がみられなかったと考える。

「不安定型」の愛着の特徴は、拒絶されたり見捨てられたりすることに対して極めて敏感であり、少しでも相手が拒否や否定の素振りを見せると、激しい不安にとらわれ、それに対して過剰反応をする傾向にあるという特徴がある[22]と述べられている。ここでは、上記のような不安定な対人関係を示す愛着スタイル不安定型とも喫煙の認容性との間に関連がなかった。たとえ幼少期に不利な愛着形成があったとしても、その後、喫煙の低い認容性の社会環境で過ごすことができれば喫煙開始のリスクを低下させることができるかもしれない。また愛着スタイルに関連なく喫煙に対して認容性があることは、幼少期に定着した愛着と関連がないことから、どんな成育歴を持ったものでも、喫煙に対して認容性が高まるとも考えられる。したがって幼少期～学童期などの早期に喫煙の認容を低減させる教育が必要であることが示唆された。

本研究の対象者全体のKTSNDは12.5であり、他の研究[23～25]における医療系や福祉教育学部の大学生のKTSNDは、11.0から14.8の範囲内であり、本研究対象者もその範囲内に位置していた。またKTSNDの高さは、喫煙者＞前喫煙者＞非喫煙者の順も他の研究と同様な傾向であった。一方で本研究の喫煙者のKTSNDは21.0と他の研究に比べ高い傾向にあった。これにはいくつか理由が考えられる。1つ目に本研究の両親の前喫煙者と喫煙者を合わせて約6割で家族が喫煙していた。喫煙は保護者の喫煙、友人の喫煙に有意に影響するため[14]、家族の喫煙行動を容認しやすい環境であったと考えられる。2つ目に本研究対象者は、スポーツ学部の学生で部活動に所属する割合が75.1％であった。比較的幼少の頃からスポーツに関わる学生が多く、幼少のクラブチームなどの指導者が喫煙している様子を身近で見ていた可能性がある。クラブチームの喫煙率は一般集団よりも高い[26]ことが報告されている。本研究対象者は安定型の愛着スタイルが約8割と多かった。安定型の特性として、素直さがあり、人の反応を肯定的にとらえる傾向にある[27]と述べられている。したがって身近な家族や指導者の喫煙行動を視認し、タバコに対して寛容の意識が潜在的に存在している集団である可能性がある。

本研究の限界はいくつか考えられる。1つ目にサンプル数が少なく愛着スタイル別では安定型が8割とほとんどであった。このため、検出力が不足したため喫煙の認容性と愛着スタイルとの関連を過小評価している可能性がある。2つ目に前述のように認容の仕方に特徴がある可能性があるため青年期における喫煙の認容性と愛着スタイルとの関連について一般化可能性が限定されることである。今後はスポーツ学部以外での大学生での検証を拡大し、調査を行う必要があると考える。

本研究の結果、喫煙の認容性と愛着に関連はみられなかった。大学生の愛着スタイルが喫煙の認容性に影響されないことが示唆された。

謝　辞

本研究を行うにあたりご協力いただきました大学生の皆様に深く感謝申し上げます。

引用文献

1) 厚生労働省：令和4年「国民健康・栄養調査」の結 果https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42694.html（閲覧日：2024年9月24日）
2) Yoshii C, Kano M, Isomura T, et al: An Innovative Questionnaire Examining Psychological Nicotine Dependence. The Kano Test for Social Nicotine Dependence (KTSND). J UOEH 2006; 28: 45-55.
3) 吉井千春，加濃正人，稲垣幸司，ほか：加濃式社会的ニコチン依存度調査票を用いた病院職員（福岡県内3病院）における社会的ニコチン依存の評価．禁煙会誌 2007; 2: 6-9.
4) 吉井千春，井上直征，矢寺和博，ほか：加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND）を用いた参加者の社会的ニコチン依存の評価．肺癌 2010; 50: 272-279.
5) 藤原直子，中角祐治，中嶋貴子：大学生の喫煙に対する認識とストレスコーピングの関連．禁煙会誌 2019; 14: 93-99.
6) 山口さつき，田中和子：喫煙妊婦の喫煙継続に関する要因の検討．日本赤十字北海道大学紀要 2010; 10: 21-26.
7) psycho psycho 愛着とは？ https://psychopsycho.com/attachment/（閲覧日：2024年3月2日）
8) 柿澤暁：依存症における親密性回避の問題についての考察．人間学研究論集 2019; 8: 1-16.
9) 藤井壽夫：本学学生におけるネット依存傾向と愛着スタイルとの関連について．函館短期大学紀要 2019; 46: 23-32.
10) Andreas S: Attachment and Substance Use Disorders − Theoretical Models, Empirical Evidence,

and Implications for Treatment. Psychiatry 2019; 15: 1-13.
11) Unterrainer HF, Hiebler-Ragger M, Rogen L: Addiction as an attachment disorder, Kapfhammer HP 2018; 89: 1043-1048.
12) 大村枝里：ギャンブル依存症の理解の変遷と新たな展開．京都大学臨床教育実践研究センター紀要 2023; 26: 15-28.
13) 渡邊淳子：嗜癖行動における不合理性の研究－共分散構造分析と哲学的観点からのアプローチの可能性－．熊本大学社会文化研究 2008; 6: 397-417.
14) Charlotte V, Jennie C, Filippos T, et al: Risk factors for adolescent smoking uptake: Analysis of prospective data from the UK Millennium Cohort Study. Tob Induc Dis 2022; 83: 1-6.
15) Fraley RC, Roisman GI: The development of adult attachment styles: four lessons. Curr Opin Psychol 2019; 25: 26-30.
16) 岡田尊司：回避性愛着障害絆が希薄な人たち（3版）．光文社新書，東京，2013; p292-297.
17) 岡田尊司：愛着障害.子ども時代を引きずる人々（第21版）．光文社新書，東京，2021: p210-213, 225-226, 236-237.
18) 吉井千春：タバコに対する認識のギャップは埋まるのか？．日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌 2024; 32: 125-129.
19) 横谷省治，堤円香，高屋敷明由美，ほか：中学生の喫煙に対する認識に及ぼす父母の喫煙の影響．日本プライマリ・ケア連合学会誌 2011; 35: 23-26.
20) 中野明徳：ジョン・ボウルビィの愛着理論－その生成過程と現代的意義－．別府大学大学院紀要 2017; 19: 49-67.
21) 岡田尊司：愛着障害子ども時代を引きずる人々（21版）．光文社新書，東京，2021; p25.
22) 岡田尊司：愛着障害の克服～愛着アプローチで人は変われる（13版）．光文社新書，東京，2021; p223.
23) 藤原直子，中角祐治，中嶋貴子：大学生の喫煙に対する認識とストレスコーピングの関連．禁煙会誌 2019; 14: 93-99.
24) 正木克宜，仲地一郎，井上真郷，ほか：ニコチン依存症教育講義が大学生・看護学生の喫煙への社会的依存度にもたらす効果．禁煙会誌 2019; 14: 12-20.
25) 山本彩加，石橋正祥，大西司，ほか：薬学生の加熱式タバコに関する意識と社会的ニコチン依存度との関連．禁煙会誌 2019; 14: 28-34.
26) 柴田和彦，石崎唯太，日山豪也，ほか：大学生の喫煙状況および喫煙関連因子の検討．禁煙科学 2018; 12: 1-8.
27) 岡田尊司：愛着障害．子ども時代を引きずる人々（第21版）．光文社新書，東京，2021: p210.

The Relationship between Attachment Style and the Acceptability of Smoking among University Students

Tomoko Iritani

Abstract

Purpose: Previous studies have reported that pregnant smokers tend to have lower attachment levels and are more likely to accept smoking than nonsmokers. Therefore, this study aimed to examine whether attachment can play a preventive role in children's future smoking behaviors. Using the Kano Test for Social Nicotine Dependence (KTSND), this study investigated the relationship between smoking acceptance and attachment styles in adolescents.

Methods: Multiple regression analysis was conducted with perceived smoking acceptability (KTSND) as the dependent variable and four attachment scores as the independent variables for university students in a sports science department.

Results: The participants were 212 university students (166 men and 46 women) (recovery rate of 53.4%). No relationship was observed between smoking acceptance and attachment among university students.

There was no relationship between university students' attachment styles and their smoking acceptance.

Discussion: The results indicated no association between university students' acceptance of smoking and their attachment styles. This suggests smoking acceptance is not related to attachment formed during early childhood; rather, it is significantly influenced by the presence of smoking in the environment during the school-age years and afterwards. For instance, exposure to smoking within the family and the peer group may contribute to acceptance of smoking, as well as societal norms.

Conclusion: There was no influence between university students' attachment styles and their smoking acceptance.

Key words

Attachment Style, Kano Test for Social Nicotine Dependence, University Student

Biwako Seikei Sport College

《事例報告》

コンビニエンスストアの灰皿撤去の要望活動

渡　正伸、大久保和典

一般社団法人佐伯地区医師会（広島県）

【目　的】 広島県廿日市市内の灰皿を設置するコンビニエンスストアに対して灰皿撤去を要望し、受動喫煙を無くすことを目的とした。

【方　法】 灰皿を設置するコンビニエンスストアを抽出し、2022年、2023年度と2回にわたり灰皿撤去の要望を行った。

【結　果】 2022年度は灰皿を設置する26店舗中2店舗が灰皿撤去したがその内、1店舗は再び灰皿を設置していた。2023年度は新たに2店舗が灰皿撤去に応じてくれた。これらの店舗に対して感謝状を贈り表彰した。

【考　察】 2020年に受動喫煙防止を目的とした改正健康増進法が施行されたが、コンビニエンスストアは規制対象施設となっておらず、灰皿がある店舗では未だに多くの市民が受動喫煙を経験している。とくに通学路に面している店舗では登下校時に多くの小・中学生などが受動喫煙の被害にあっている。今回我々は2年にわたり灰皿撤去を要望し3店舗において灰皿撤去が実現された。微力であるが意味のある活動が出来たと考える。

【結　語】 今なお受動喫煙被害が残っているコンビニエンスストアなどの多くの現場に対しても、改正健康増進法による法令規制が行われることを切に希望する。

キーワード：コンビニエンスストア、受動喫煙、灰皿、要望活動、改正健康増進法

緒　言

多くの市民が利用するコンビニエンスストアでは灰皿が設置されている店舗も多く、日常的に受動喫煙の被害が生じている。日本禁煙学会は2019年にコンビニエンスストア各社へ灰皿撤去の要望を行った[1)]。その内3社から回答を得たが、それらは消極的な内容であり店頭の灰皿撤去は進まなかった[2)]。その後、受動喫煙防止を目的として、2020年4月に改正健康増進法が施行された。第1種施設、第2種施設が定義され、これらの施設では受動喫煙防止策を講じることが義務化された[3)]。飲食店などにおける受動喫煙が激減するなど多くの改善が実感されたが、施設定義から漏れた場所では依然として受動喫煙が残っている。中でもコンビニエンスストア店頭の灰皿周辺では日常的に受動喫煙が生じており、通学路に面しているコンビニエンスストアでは多くの子どもたちが受動喫煙を経験している。佐伯地区医師会禁煙推進部会はこのような状況を看過できないと考え、地域のコンビニエンスストアに対して灰皿撤去を要望することにした。2022年度、2023年度と要望してきたので、その結果について考察し報告する。

方　法

広島県西部に位置する廿日市市は人口約11万5千人の地方都市である。我々は2022年夏に佐伯地区医師会がある廿日市市内のコンビニストアを目視で調査し灰皿設置の有無を調査した。コンビニエンスストアは39店舗あるが、灰皿設置なしが13店舗、有りが26店舗であった（表1）。灰皿撤去の要望書を後者の26店舗に郵送する一方、その内4店舗には直接訪問して要望書を手渡した。約2か月後に店頭の灰皿が撤去されているか目視で調査した。2023年度も同様に灰皿を設置する25店舗に要望書を郵送し、灰皿撤去の状況を前回と同様に調査した。

連絡先
〒 738-0015
広島県廿日市市本町 5-1
廿日市市商工保健会館 2 階
一般社団法人佐伯地区医師会　渡　正伸
TEL：0829-20-0030　FAX：0829-20-0031
e-mail: mwatari@ic-net.or.jp
受付日 2024 年 12 月 20 日　採用日 2025 年 2 月 18 日

結　果

2022年度の要望後では、セブンイレブン2店舗が灰皿撤去に応じてくれた。しかしながらその内の1店舗では残念ながら数か月後に灰皿が再設置されていることが確認された。2023年度の要望後は、新たにローソン2店舗で灰皿が撤去されていた。禁煙推進部会ではこれらの結果について協議し、灰皿撤去に応じた3店舗に対して感謝状を贈呈することを決め、2024年8月に各店舗を訪問して感謝の意を伝え、感謝状を贈呈した（図1a、1b）。このことは新聞記事にもなり多くの市民に伝えられた（図2）。以下に記事内容を転載する。

“コンビニの灰皿撤去じわり　広島県廿日市市、地元医師会が呼びかけ　2024/8/22（木）　中国新聞掲載

広島県廿日市市のコンビニで灰皿の撤去がじわりと進んでいる。受動喫煙防止の機運が高まる中で根強く残る喫煙スポットだが、地元の佐伯地区医師会の要望に2年間で3店が応えた。21日には同医師会が協力した店に感謝状を贈った。

同医師会は2022、23年度、市内の約40店のうち灰皿を置いていた26店に要望書を送付。「客や通行者に受動喫煙のリスクを生じさせている」と撤去を求め、小学校近くの店には直接訪問して理解を促したという。

この日、感謝状を受けたセブンイレブン廿日市本町店は22年9月、要請を受けた日に店先の灰皿を取り払った。経営者の山口景一郎さん（69）は「灰皿があることで子育て世代から苦情もあった。店ではたばこを売っており葛藤はあったが、健康被害を防げる安心感が強い」と明かす。

20年に全面施行された改正健康増進法で、コンビニなどの店先では受動喫煙を生じさせない配慮義務が定められたが、喫煙場所の設置は禁じられていない。市内で灰皿を撤去していない店の経営者男性は「たばこを吸える場所が減り、店に吸いに来る客は多い。灰皿をなくすと売り上げに響くし、ぽい捨ても増えるはず」と強調する。

市の23年の調査では、回答した市民1,729人の24.8％がコンビニ入り口で受動喫煙を経験したと回

表1　コンビニ店舗における灰皿設置と通学路の状況

店舗名（全店舗数）	灰皿＋	通学路上にある
セブンイレブン（21）	11	8
ファミリーマート（11）	9	3
ローソン（7）	6	1
合計（39）	26	12

感謝状

セブンイレブン廿日市本町店様

貴店舗におかれましては
佐伯地区医師会が推進する
健康増進法に定める受動
喫煙防止活動に賛同し
店舗前の灰皿を撤去して
いただきました
ここに感謝の意を表します

令和六年八月　日

一般社団法人 佐伯地区医師会
会長　大久保　和典

図1a　感謝状

図1b　感謝状の贈呈

中国新聞 2024年8月22日 木曜日　広島都市圏 地方 22ページ

コンビニ灰皿撤去じわり

廿日市　佐伯地区医師会が働きかけ

廿日市市のコンビニで灰皿の撤去がじわりと進んでいる。受動喫煙防止の機運が高まる中で根強く残る喫煙スポットだが、地元の佐伯地区医師会の要望に2年間で3店が応えた。21日には同医師会が協力した店に感謝状を贈った。（八百村耕平）

渡部会長（手前）から感謝状を受け、店先の灰皿を撤去した思いを語る山口さん

受動喫煙減へ　協力店に感謝状

同医師会は2022、23年度、市内の約40店のうち灰皿を置いていた26店に要望書を送付。「客や通行者に受動喫煙のリスクを生じさせている」と撤去を求め、小学校近くの店には直接訪問して理解を促したという。

この日、感謝状を受けたセブンイレブン廿日市本町店は22年9月、要請を受けた日に店先の灰皿を取り払った。経営者の山口景一郎さん（69）は「灰皿があることで子育て世代から苦情もあった。店ではたばこを売っており葛藤はあったが、健康被害を防げる安心感が強い」と明かす。

20年に全面施行された改正健康増進法で、コンビニなどの店先では受動喫煙を生じさせない配慮義務が定められたが、喫煙場所の設置は禁じられていない。市内で灰皿を撤去していない店の経営者男性は「たばこを吸える場所が減り、店に吸いに来る客は多い。灰皿をなくすと売り上げに響くし、ぽい捨ても増えるはず」と強調する。

市の23年の調査では、回答した市民1,729人の24・8％がコンビニ入り口で受動喫煙を経験したと回答。飲食店や職場、路上など全11項目の中で最も高かった。同医師会禁煙部会の渡辺伸部会長（64）は「コンビニは子どもや妊婦も訪れる。健康被害につながる灰皿は放置してはならない。引き続き説得していく」と述べた。

中国新聞掲載記事　2024/8/22

図2　中国新聞に掲載された記事（2024年8月22日）

答。飲食店や職場、路上など全11項目の中で最も高かった。同医師会禁煙部会の渡正伸部会長（64）は「コンビニは子どもや妊婦も訪れる。健康被害につながる灰皿は放置してはならない。引き続き説得していく」と述べた。”

考　察

2020年4月に改正健康増進法が施行された後、受動喫煙を経験する機会は確実に減ってきたが、コンビニ店舗における受動喫煙は明らかに存続している。2022年度に行われた廿日市市民のアンケート（健康はつかいち21）では健康に関する多くの項目がある中、受動喫煙に関する質問で「どこで受動喫煙を経験したことがあるか？」に対する回答中、月に一度以上の受動喫煙を経験した場所はコンビニエンスストア店頭が一番多く（24.8%）、2位が路上（23.6%）、3位が職場（17.3%）と続く（図3）。また小学生の通学路に面するコンビニエンスストアは通学路と照合した結果、灰皿設置している26店舗中12店舗が通学路に面している状況であった（表1）。そこでは小学生の受動喫煙が毎日の登下校で繰り返されていると考えられる。2023年度に廿日市市内の小学生5、6年生538人を対象に実施した我々の調査では平均して88.1%がコンビニエンスストアでの受動喫煙を経験していることが判明している（図4）。改正健康増進法の施行後、受動喫煙を経験する機会は減少してきたと推察されるが、灰皿を設置するコンビニエンスストアにおける受動喫煙は明らかに存続している。

今回、2年にわたり要望活動を実施したが、依然として多くの店舗が灰皿を設置したままであり、コンビニエンスストアの理解や協力が得られなかったと共に、我々の力不足を感じざるを得ない状況であった。しかしながら、わずかであるが3店舗に賛同をいただき灰皿撤去が叶ったことは我々の活動は微力ながら意義があったのではないかと考えている。ほとんどのコンビニエンスストアはフランチャイズ制のもと個人オーナーで経営されているため、コンビニエンスストア本部から灰皿撤去を強制的に要求することは容易ではなく、各店舗に裁量が委ねられている状況があると推察される。このためオーナーの考え一つで状況が改善する可能性がある。店頭の灰皿は吸殻や火元の始末など管理上、手間のかかることも多く、オーナー的には撤去に前向きな要因もあると思われ、個々のコンビニエンスストアに要望していくことは意義があると思われる。

コンビニエンスストアは老若男女、多くの市民が頻繁に利用する、公共性のあるインフラと言える。このため改正健康増進法においては少なくとも第2種施設とみなすべきであり、受動喫煙防止を目的とする改正健康増進法においては盲点と考えられる。

２０２２年度健康はつかいち市民アンケートより

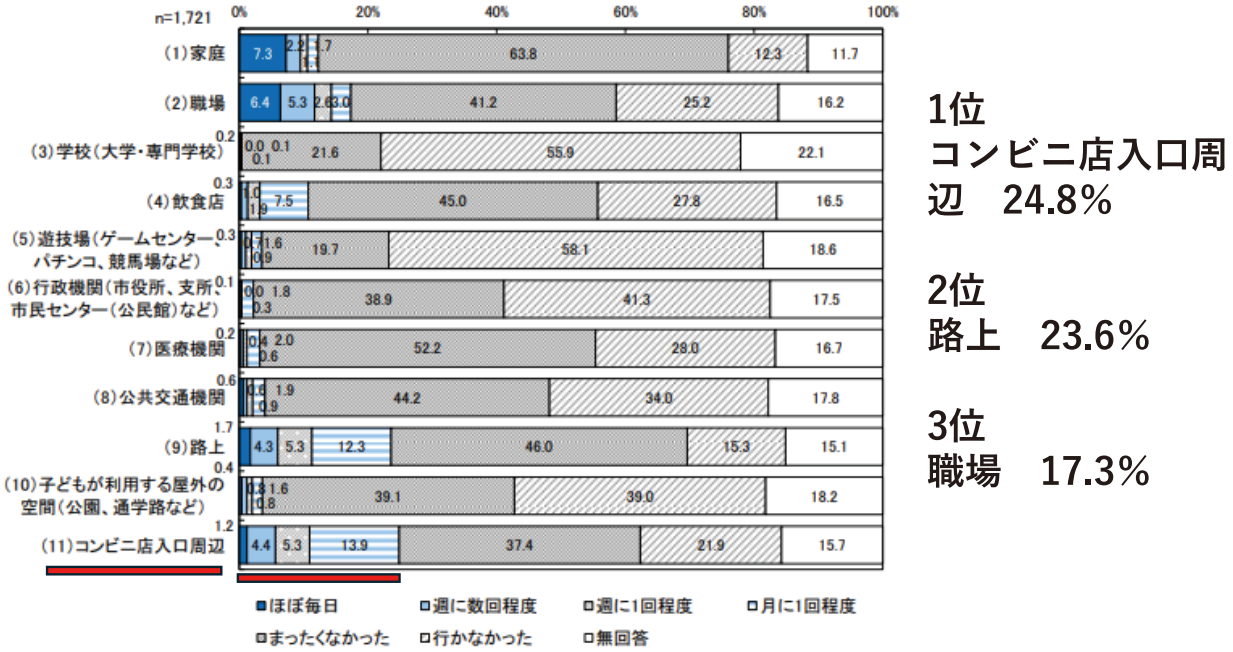

図3　廿日市市が実施した市民アンケート
赤い下線はコンビニエンスストア店入口周辺で月に1度以上受動喫煙を経験した割合を示す。

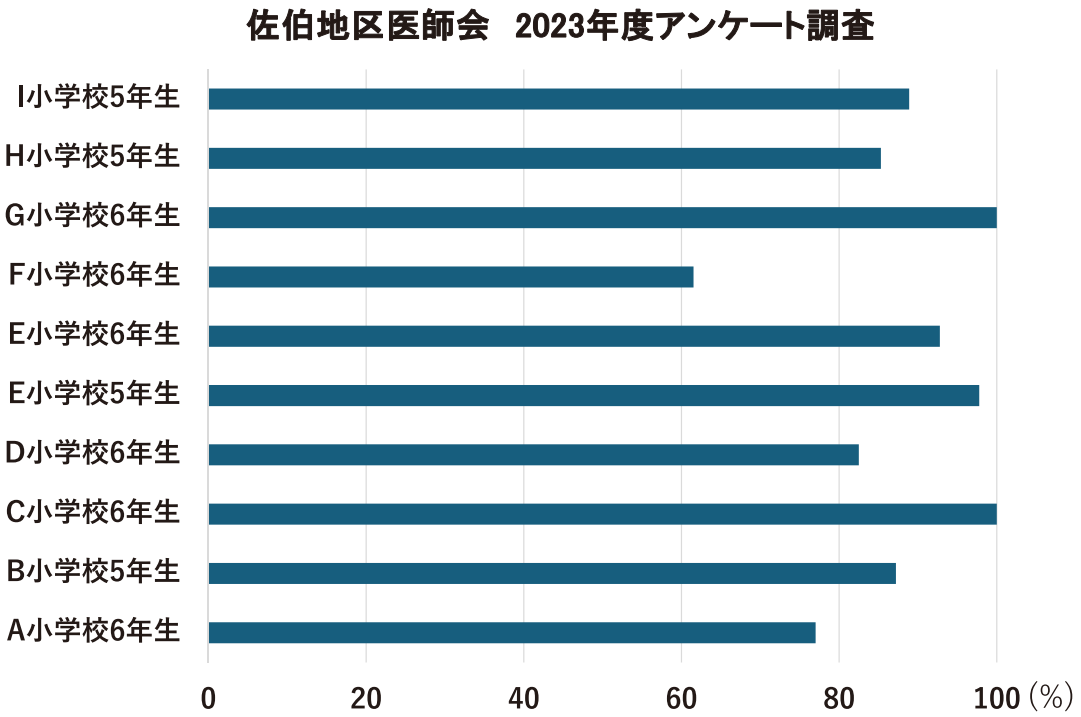

図4　学童のコンビニ受動喫煙経験率％
市内の小学生5,6年生538人を対象。
平均88.1％がコンビニエンスストアで受動喫煙を経験している。

次回の法改正の機会には、これらの点を鑑み、受動喫煙が残存しているすべての現場について改正が行われることを切に希望するものである。なぜなら、今回の我々の活動は意義深いものと自負しているが、極めて微力であることも痛感しているからである。

結　語

2022年、2023年度と灰皿を設置しているコンビニエンスストア26店舗に灰皿撤去を要望し3店舗が灰皿を撤去してくれた。もの言わぬ多くの市民や次世代を受動喫煙から守ることは社会として重要な責務であり、我々は今後もコンビニエンスストア等に対する要望を継続していきたい。また同時に地域の立法組織、行政組織にも要望を重ねていきたいと考えている。

謝　辞

本要望活動を一緒に推進、支援していただいた佐伯地区医師会事務局の本嶋直哉氏、豊田愛氏に深謝します。

なお本研究内容は第18回日本禁煙学会学術総会にて発表した。

本研究に関して申告すべき利益相反はない。

引用文献

1) コンビニエンスストア各社社長様宛に「コンビニエンスストア店頭の灰皿撤去及び店内の喫煙室設置を中止のお願い」の要望書を送付しました。
http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=218（閲覧日：2024年12月10日）
2) コンビニエンスストア各社より回答
http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/convenikaito1908.pdf（閲覧日：2024年12月10日）
3) 受動喫煙対策｜厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html（閲覧日：2024年12月10日）

Demand Activities for Removal of Ashtrays from Convenience Stores

Masanobu Watari, Kazunori Okubo

Abstract

Objective: This project was to eliminate second-hand smoking by requesting the removal of ashtrays from convenience stores in Hatsukaichi City.

Method: Convenience stores with ashtrays were selected and requests for the removal of ashtrays were made twice, in FY2022 and FY2023.

Result: In FY2022, 2 out of 26 stores with ashtrays removed ashtrays, but one of them installed ashtrays again. 2 stores agreed to remove ashtrays in FY2023. These stores were presented with a letter of appreciation and commendation.

Discussion: However, convenience stores are not subject to the revised Health Promotion Act, and many citizens still experience second-hand smoking in stores with ashtrays. In particular, many elementary and junior high school students are victims of second-hand smoking when they walk to and from school in stores facing school routes. We have requested the removal of ashtrays over the past two years, and three of our stores have now done so. We believe that we were able to carry out meaningful activities, even though they were only a small contribution.

Conclusion: We sincerely hope that the revised Health Promotion Act will be applied to many sites, such as convenience stores, where second-hand smoking still remains a problem.

Key words

convenience store, second-hand smoking, ashtray, demand activities, Revised Health Promotion Act

Saiki District Medical Association

日本禁煙学会の対外活動記録
（2024年12月～2025年2月）

2024年

12月20日　「「加熱式タバコ」を吸っても「メタボ」のリスクが上がる（石田雅彦さんのブログ）」を掲載いたしました。

12月23日　「「サードハンドスモーク（残留タバコ煙）」部屋や衣服に染み付いた「毒物」、最新研究からエビデンスを探る（石田雅彦さんのブログ）」を掲載いたしました。

2025年

1月　3日　日本禁煙学会HPに「新理事長挨拶 山本蒔子理事長」を掲載いたしました。

1月10日　日本禁煙学会HPに「加熱式タバコによると思われる障害の調査のおねがい（第二回）再掲」を掲載いたしました。

1月27日　「「加熱式タバコ」からも高毒性の放射性物質「ポロニウム」が（石田雅彦さんのブログ）」を掲載いたしました。

1月30日　2025年度日本禁煙学会調査研究事業助成の公募をしています（締切2025/2/28）

2月　6日　「「加熱式タバコ」を吸っていると「呼吸器感染症」にかかりやすくなるかもしれない（石田雅彦さんのブログ）」を掲載いたしました。

2月12日　「「タバコの価格」が上がる影響とは ＃専門家のまとめ（石田雅彦さんのブログ）」を掲載いたしました。

2月16日　「発効して20年、日本も批准する国際条約「タバコ規制に関するFCTC」とは何か（石田雅彦さんのブログ）」を掲載いたしました。

2月21日　日本禁煙学会HPに「受動喫煙にお困りなら：受動喫煙防止対策」を掲載いたしました。

2月27日　WHOタバコ規制枠組条約（FCTC）は20周年を迎えました。

日本禁煙学会雑誌はウェブ上で閲覧・投稿ができます。
最新号やバックナンバー、投稿規程などは日本禁煙学会ホームページ http://www.jstc.or.jp/ をご覧下さい。

日本禁煙学会雑誌編集委員会

●理事長	山本蒔子	
●編集委員長	津谷隆史	
●副編集委員長	稲垣幸司	
●編集委員	川俣幹雄	瀬在　泉
	戸張裕子	長瀬洋之
	野上浩志	藤田昌樹
	細見　環	松浪容子
	山本蒔子	吉井千春

（五十音順）

日本禁煙学会雑誌
（禁煙会誌）
ISSN　1882-6806

第20巻第1号　2025年3月10日

発行　一般社団法人 日本禁煙学会

〒162-0063
東京都新宿区市谷薬王寺町19-29-201　日本禁煙学会事務局内
電話：03-5360-8233
ファックス：03-5360-6736
メールアドレス：desk@nosmoke55.jp
ホームページ：http://www.jstc.or.jp/

制作　株式会社クバプロ

Copyright (C) 2025 Japan Society for Tobacco Control. All Rights Reserved.